

# 川西町新庁舎整備基本計画

平成29年11月

山形県川西町

# 目 次

第1章 基本計画の目的	1
1 はじめに	1
2 上位計画等における本計画の位置付け	2
第2章 新庁舎の必要性	3
1 現庁舎の現状と課題	3
2 検討の経過	6
第3章 新庁舎整備の基本理念、基本方針	8
1 基本理念	8
2 基本方針	8
3 基本的機能	10
第4章 新庁舎の建設計画	14
1 新庁舎の配置計画	14
2 新庁舎の規模	15
3 新庁舎の構造	19
4 新庁舎建設地	22
第5章 新庁舎整備の事業計画	24
1 新庁舎建設の事業手法	24
2 概算事業費と財源	26
3 現庁舎地の跡地利用	27
4 整備スケジュール	27



現在の川西町役場本庁舎

## 第1章 基本計画の目的

### 1 はじめに

本町は、昭和30年に小松町、大塚村、犬川村、中郡村、玉庭村、吉島村の1町5村が合併して誕生し、現本庁舎は昭和34年に建設され、本年まで58年を経過しています。この間、時代の変遷とともに増大してきた行政需要に対応するため、昭和45年に川西町中央公民館内に教育委員会を設置したほか、昭和57年に第1分庁舎(旧川西町農業共済組合)を、平成5年に第2分庁舎を、平成28年に川西町交流館内に生涯学習課を設置し、町民サービス機能の維持に努めてきました。

一方、現本庁舎は、これまで大小の改修を行ってきましたが、平成26年度に実施した耐震診断において「震度6強で崩壊、倒壊の危険性が高い」との診断結果が示されました。平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、自治体の庁舎が損壊し機能が停止する事態が多発し、発災時の業務継続が困難となる可能性が改めて認識されました。

加えて、施設や設備の老朽化による安全面への影響、施設の分散化やスペースの狭隘化による町民サービス機能の低下、高齢者、障がい者等に配慮した機能の不足など、多くの課題を抱えています。

これらのことから、新庁舎の整備は重要かつ喫緊の課題であるとの認識のもと、町では平成27年度から庁舎建設基金の積み立てを行ってきました。

そのような中、国では平成29年度において、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがある市町村役場の建替えに対する支援制度である「市町村役場機能緊急保全事業」を創設しました。この制度は、平成32年度までの期限付きの支援制度であり、期間は限られていますが、町民の生命と財産を守る拠点となる役場庁舎を整備しつつ、将来の財政負担の軽減を図るため、本町ではこの制度を活用しての新庁舎の整備を目指すこととしました。

平成28年度には、庁内に「川西町庁舎整備計画庁内検討会議」を設置して情報収集と調査を行い、平成29年度からは新庁舎整備の推進を図るため「川西町新庁舎整備推進会議」を設置し、具体的整備に向けた検討を行ってきました。

「川西町新庁舎整備基本計画」は、役場庁舎のあり方や必要な機能の検討を踏まえ、本町が目指す新庁舎整備の基本的な考え方を示すもので、今後の設計段階においてより詳細な検討を行う際の指針とするものです。

## 2 上位計画等における本計画の位置付け

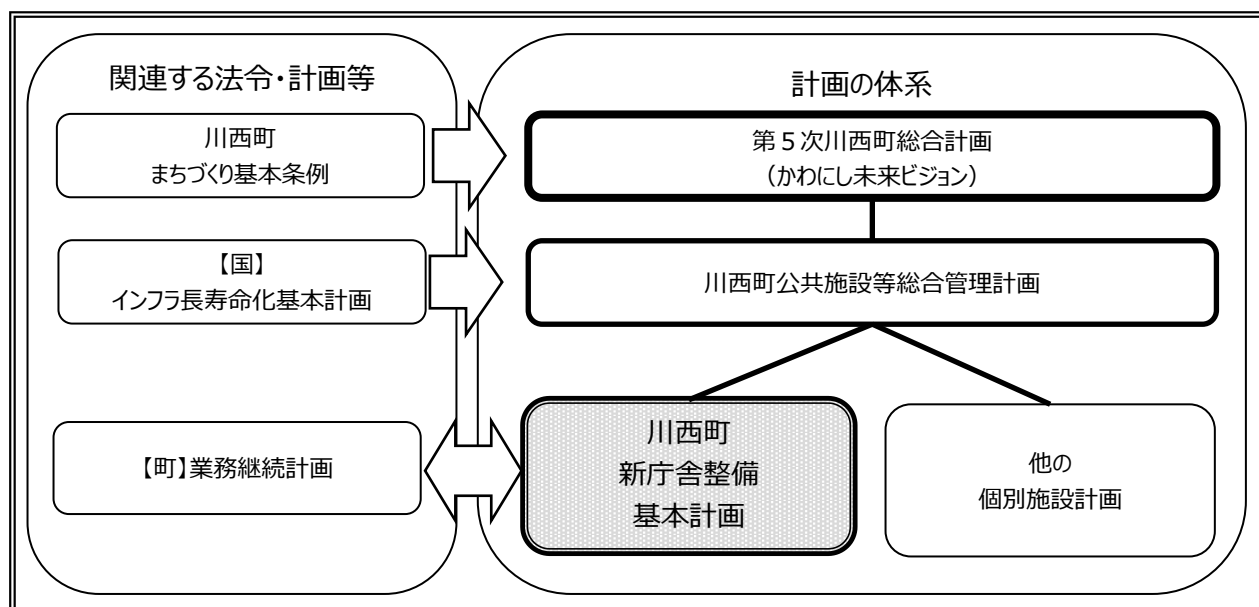
### (1) 個別施設計画としての位置付け

新庁舎整備については、平成28年度にスタートした本町の最上位計画である「第5次川西町総合計画（かわにし未来ビジョン）」では、「町民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新庁舎の早期整備を町民の理解を得ながら進めていきます」としています。

また、平成28年3月に策定した「川西町公共施設等総合管理計画」では「大規模災害が発生した際、災害対策の重要な拠点となることから、町民の安全・安心を考慮するうえでも、町民の理解を得ながら更新の検討を進めます」としています。

これらを踏まえ、本計画は、「川西町公共施設等総合管理計画」に基づき作成する「個別施設計画」として位置付けます。

#### 【各計画等の位置付け】



### (2) 対象施設

本計画における対象施設は、地方自治法第4条に基づく「川西町役場庁舎の位置を変更する条例（昭和34年6月27日条例第4号）」において主たる事務所として定めている庁舎とします。

### (3) 計画期間

計画期間については、上位計画である「川西町公共施設等総合管理計画」に準拠して平成29年度から平成37年度までとし、以後、継続的な更新を行います。

## 第2章 新庁舎の必要性

### 1 現庁舎の現状と課題

#### (1) 耐震性の不足

昭和56年に導入された新耐震設計基準においては、構造耐震指標（Is 値）0.7以上を満たす必要があります。

平成26年度に実施した現本庁舎の耐震診断結果は、構造耐震指標（Is 値）は震度6強の地震で「崩壊、倒壊の危険性が高い」とされる0.3未満の0.221と判明しました。

役場庁舎は、大規模災害が発生した際、災害対策の重要な拠点となることから、十分な耐震性・安全性を確保する必要があります。

#### 【耐震診断（平成26年度実施）結果の概要】

施設名	階数	Is 値	診断結果
本庁舎	地階	0.221	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性が高い
	1階	0.556	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性があるので補強が必要
	2階	0.408	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性があるので補強が必要
川西町 中央 公民館	1階	0.154	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性が高い
	2階	0.169	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性が高い
	3階	0.216	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性が高い
	4階	0.306	地震の振動及び衝撃に対して崩壊、倒壊の危険性があるので補強が必要

※Is 値：「構造耐震指標」と呼ばれ、この数値が大きいほど耐震性能が高いことを表しています。

#### (2) 施設・設備の老朽化

昭和34年に建設された現本庁舎は、築58年を経過し、内外装の剥離や雨漏り、亀裂や腐食などの経年劣化が激しく、優先順位の高いものから部分的な修繕を逐次行っている状況にあり、現状では抜本的な解決が困難な状況にあります。

また、パソコンなどの電子機器や庁内ネットワークなどの情報化を進めている中、ネットワーク配線が床面に露出し情報ネットワーク環境の拡張等にも支障をきたしています。

さらに、高齢者や障がい者、妊産婦など様々な市民が安心して庁舎を利用できるよう、逐次バリアフリー化を図ってきましたが、現本庁舎は昭和30年代の建築基準で建設されており、エレベーターの設置などさらなるバリアフリー化は施設構造的に困難な状況となっています。



壁面の亀裂



床面に露出した配線

役場庁舎は、平成29年6月に制定した「川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づきユニバーサルデザインの導入を図り、全ての利用者が快適に利用できる、人にやさしい庁舎とする必要があります。

※ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」を意味しており、高齢であることや障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に利用できるようにデザインすること



エレベーター設置が困難なロビー

### (3) 施設の分散化・狭隘化による町民サービス機能の低下

現本庁舎は、庁舎の狭隘化による執務スペースの不足から、時代の趨勢とともに多様化し増大する行政需要に対応するため、逐次、第1分庁舎、第2分庁舎、川西町中央公民館、川西町交流館「あいぱる」に役場機能を分散して、行政サービスを提供してきました。

現庁舎の狭隘化と分散化は、効率的な事務執行を妨げているだけではなく、現庁舎を訪れた町民へのサービス機能と利便性の低下をもたらしているとともに、相談や手続き等における町民のプライバシーの確保も十分ではない状況となっています。

また、庁舎内の会議室が不足しており、公共施設である川西町中央公民館内の会議室を公用として日常的に使用しており、町民の中央公民館の利用にも影響を及ぼしています。

さらに、現庁舎の駐車場は敷地も狭く、特に冬季間は堆雪スペース確保により更に駐車スペースが狭くなり、来庁者の利用に支障をきたしている状況にあります。



狭隘な窓口スペース



狭い執務空間



敷地の狭い駐車場

【現庁舎等の現状】

名称	本庁舎	第1分庁舎	第2分庁舎	川西町中央公民館	川西町交流館
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	3階建	3階建	1階建	4階建	3階建
延床面積	1,984.70 m <sup>2</sup>	729.00 m <sup>2</sup>	313.70 m <sup>2</sup>	2,369.40 m <sup>2</sup> (698.04 m <sup>2</sup> )	5,878.60 m <sup>2</sup> (185.30 m <sup>2</sup> )
建築年	昭和34年	昭和42年 ※昭和57年に置賜農業共済組合から取得	平成5年	昭和45年	平成7年

※括弧書きは、役場機能として使用している面積



第1分庁舎



第2分庁舎



川西町中央公民館



川西町交流館

## 2 検討の経過

### (1) 新庁舎整備の必要性

平成26年度の耐震診断における調査結果を受け、まちづくりや町民の安全・安心を守る防災拠点となる役場庁舎の逸早い整備の必要性が改めて認識されたことから、本町では、平成27年度から庁舎建設基金の積立てを開始して整備に向けた準備に着手するとともに、国に対しては「役場庁舎建設に対する財政支援の充実」を要望してきました。

また、平成28年3月に策定した「川西町公共施設等総合管理計画」（平成28年度～平成37年度）及び「第5次川西町総合計画（かわにし未来ビジョン）」（平成28年度～平成37年度）では、「町民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新庁舎の早期整備」を位置付け、新庁舎整備に係る町の考え方を示してきました。

そのような中、国は平成28年4月に発生した熊本地震の状況を受け、平成29年度から平成32年度までを事業年度とし、耐震化未実施の市町村役場の建替えに対する支援制度である「市町村役場機能緊急保全事業」を創設し、本町はこれを受け、当該制度を活用した現役場庁舎の更新整備を国の支援期間内で行う必要があると判断したところです。

### (2) 対策の優先順位

役場庁舎は、町民の生命と財産を守り、町民の安全・安心の確保や災害発生時における円滑な復旧・復興に向けた拠点であることが求められます。

現庁舎は、耐震性の不足、施設・設備の老朽化、施設の狭隘化及び分散化によって町民サービス機能が低下していることが大きな課題であり、最優先して建替えによる改善を図る必要があり、平成29年度に国が創設した「市町村役場機能緊急保全事業」を活用した更新整備を図ります。

なお、役場庁舎の建替えを最優先することによる他の公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画の見直しの中で調整を図ります。

### (3) 川西町新庁舎整備推進会議

新庁舎整備を推進するため、平成29年2月に庁内検討組織である「川西町庁舎整備計画庁内検討会議」、同会議内の調整組織である幹事会と実務を行うプロジェクトチームを設置し、情報収集と検討を開始しました。

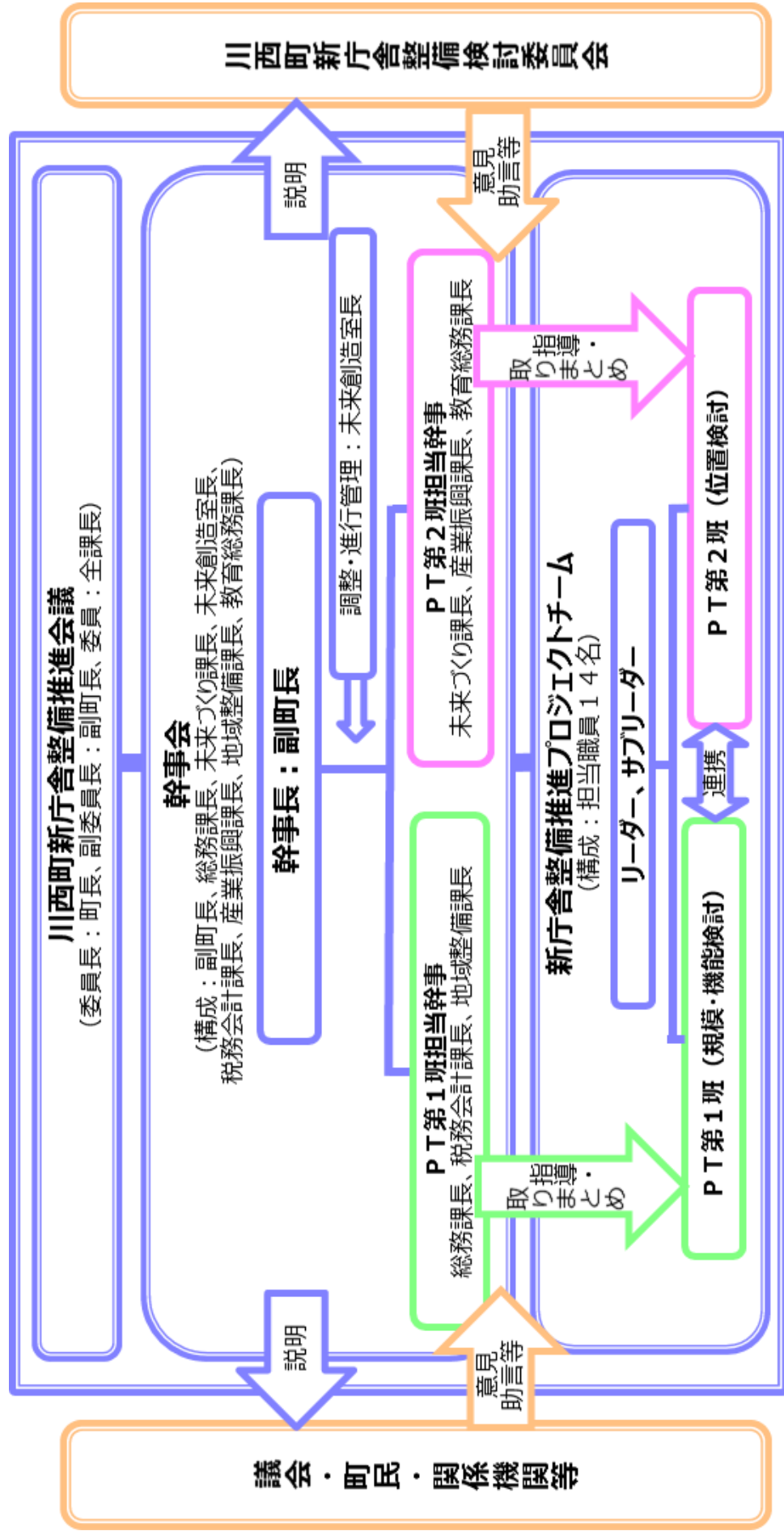
平成29年度からは新庁舎整備をより具体的に推進するため、庁内検討会議を「川西町新庁舎整備推進会議」に改組し、具体的な検討を進めてきました。

### (4) 川西町新庁舎整備検討委員会

平成29年度に、新庁舎整備の推進に対して外部の視点からの意見・助言を得るため、自治組織の代表者、公益団体の代表者、学識経験者、一般公募者等の13名で構成する「川西町新庁舎整備検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。



【検討体制の体系】



## 第3章 新庁舎整備の基本理念、基本方針

### 1 基本理念

役場は、町民の生命と財産を守り、町民の安全・安心の確保や発災時における円滑な復旧・復興に向けた拠点となります。また、本町が町民と協力して進める「協働のまちづくり」を推進するための拠点としても位置付けられます。さらに、町民の暮らしに直結する行政サービスを切れ目なく提供し、町民の利便性を確保するために、町民から親しまれる役場であることが求められます。

これらのことから、円滑な役場業務を遂行するための庁舎は、災害に強く、町民に親しまれる庁舎であることが必要であり、これを実現するための基本理念を以下のとおり設定します。

#### 【基本理念】

**町民の安全・安心を守り協働のまちづくりを推進する拠点**

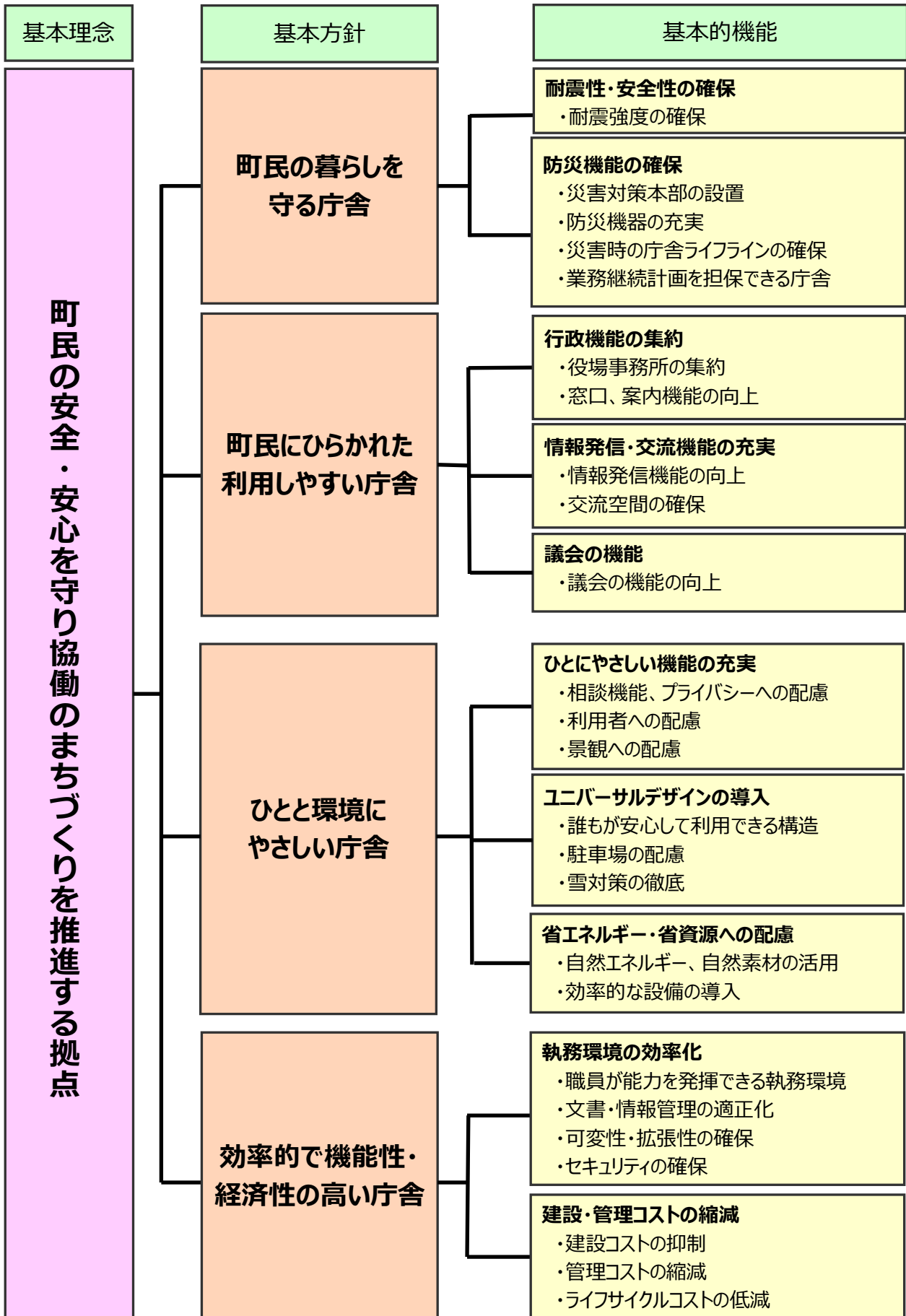
### 2 基本方針

基本理念を具現化するため、基本方針を以下のとおり設定します。

#### 【基本方針】

- ①町民の暮らしを守る庁舎
- ②町民にひらかれた利用しやすい庁舎
- ③ひとと環境にやさしい庁舎
- ④効率的で機能性・経済性の高い庁舎

【基本理念、基本方針及び基本的機能の体系】



### 3 基本的機能

#### (1) 基本方針1 町民の暮らしを守る庁舎

町民の生命と財産を守り、安全・安心の確保や発災時における円滑な復旧・復興を図るため、十分な耐震性・安全性を備え、発災時に迅速に対応できる災害対策本部機能を持つ庁舎とします。

##### ①耐震性・安全性の確保

###### ア 耐震強度の確保

本町で想定される地震の規模や庁舎が保持すべき耐震性能と維持管理コストなどを比較検討し、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」の指針に沿った耐震性の高い庁舎とします。

##### ②防災機能の確保

###### ア 災害対策本部の設置

災害発生時に迅速に災害対策本部が設置できるスペースを確保します。

###### イ 防災機器の充実

災害対策本部の機能が発揮できるよう、防災機器や情報端末機器の整備充実を図ります。

###### ウ 災害時の庁舎ライフラインの確保

災害発生時の予備電源や備蓄用品等、庁舎ライフラインの確保を目指し、庁舎機能を維持するための設備を導入します。

###### エ 業務継続計画を担保できる庁舎

災害発生時に、役場が業務継続計画に基づき、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できる庁舎機能を確保します。

#### (2) 基本方針2 町民にひらかれた利用しやすい庁舎

役場機能を集約し、来庁者の動線に配慮した利用しやすい配置とします。また、協働のまちづくりを推進するため、町と町民が相互に情報発信・交流するための拠点を整備します。

##### ①行政機能の集約

###### ア 役場事務所の集約

分散している役場事務所を一つに集約し、利便性の向上を図ります。

- ・本庁舎、第1分庁舎、第2分庁舎、川西町中央公民館、川西町交流館に分散している事務所について一つに集約し、町民サービスの向上を図ります。

###### イ 窓口、案内機能の向上

窓口機能は、利用者にとって移動しやすい配置とし、迅速な行政サービスを提供します。また、案内機能は、全ての利用者にわかりやすい表示とします。

- ・利用頻度の高い窓口業務は低層階に集約し、一連の手続きが迅速に行える配置とします。
- ・案内表示は、誰もが分かりやすい表示とします。

## ②情報発信・交流機能の充実

### ア 情報発信機能の向上

町民への情報の提供機能を充実します。

- ・ 町政情報やイベント情報などを発信できるスペースを整備し、電子看板等の設置を図ります。
- ・ 町民が必要な情報を気軽に収集できる公衆無線LANの導入を図ります。
- ・ 防災行政無線による情報発信の充実を図ります。

### イ 交流空間の確保

来庁者の待合等として気軽に利用でき、町民が相互に交流できる空間を確保します。

- ・ 来庁者が待合や休憩等で利用し、相互に交流できるスペースの設置を図ります。

## ③議会の機能

### ア 議会の機能の向上

町民にひらかれた議会を推進し、誰もが気軽に傍聴することを可能とします。

また、議会活動の拠点としての機能も考慮します。

- ・ 議会の機能は、一定の独立性を保ちつつ、シンプルな構造とし、一つのフロアへの集約を図ります。
- ・ 傍聴席は十分な席を設けるとともに、ユニバーサルデザインに配慮します。

## (3) 基本方針3 ひとと環境にやさしい庁舎

来庁者が安心して利用できるための機能を整備するとともに、地球環境に配慮した庁舎を目指します。

### ①ひとにやさしい機能の充実

#### ア 相談機能、プライバシーへの配慮

プライバシーに配慮した相談スペースを確保します。

- ・ 相談内容に応じ、相談室や窓口の間仕切りを設置します。

#### イ 利用者への配慮

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などが安心して接しやすい施設づくりを目指します。また、喫煙者への対応についても考慮します。

- ・ 利用者の視点に立ち、勾配が緩く上りやすい階段や、エレベーターを適切な位置に配置します。
- ・ 子ども連れの利用者に配慮し、授乳室、キッズスペース等を配置します。
- ・ ベビーチェアやオストメイト等に対応した多機能トイレを設置します。

#### ウ 景観への配慮

周辺環境に調和するよう、景観に配慮します。

## ②ユニバーサルデザインの導入

### ア 誰もが安心して利用できる構造

庁舎を利用するすべての人が安心してわかりやすくストレスなく利用できるようユニバーサルデザインを導入します。

### イ 駐車場の配慮

駐車場は、十分な駐車スペースを確保するとともに、高齢者、障がい者等に配慮したレイアウトとします。

- ・必要駐車台数に応じた敷地を確保するとともに、高齢者や障がい者等が利用する駐車スペースは庁舎入口に近い位置へ設置します。
- ・駐車場や駐輪場から庁舎までの動線は、利用者の安全確保に配慮したものとします。

### ウ 雪対策の徹底

来庁者の安全を確保するため、雪対策を万全にします。

- ・庁舎は、氷柱や雪庇等の落下を防ぐ構造とし、来庁者の安全確保を図ります。
- ・駐車場は、効率的に除雪できる配置とするとともに、融雪対策等、来庁者の安全確保に配慮した機能の導入を検討します。

## ③省エネルギー・省資源への配慮

### ア 自然エネルギー、自然素材の活用

本町の状況を踏まえ、自然エネルギー、自然素材の活用を検討します。

- ・本町の自然エネルギー賦存量を踏まえ、太陽光や太陽熱を利用したエネルギーシステムの効果的な導入を検討します。また、内装材等への木材の活用を検討します。
- ・自然採光や自然通風を十分に確保するとともに、雨水利用について検討します。

### イ 効率的な設備の導入

省エネルギーが期待できる照明や空調機能を検討します。

- ・LED照明や空調センサー、高断熱性資材等を積極的に活用し、設備の省エネルギー化を図ります。
- ・高性能ガラス等による日射遮へいや、断熱性・気密性の向上などにより、建物の熱負荷低減を図ります。

## (4) 基本方針4 効率的で機能性・経済性の高い庁舎

将来の行政需要の変化を踏まえつつ、効率的な行政サービスが提供できる庁舎とします。また、シンプルで機能的なデザインの庁舎とし、建設コストやライフサイクルコストに十分配慮します。

### ①執務環境の効率化

#### ア 職員が能力を発揮できる執務環境

必要なスペースを確保し、職員が能力を発揮できる執務環境とします。

- ・ 部署間のコミュニケーションや移動を考慮したレイアウトとするとともに、打合せや作業を行うスペースを適切に配置し、業務の効率化を図ります。
- ・ 利用目的や人数に合わせた会議室を配置し、可動間仕切りの導入等によるスペースの有効活用を図ります。

イ 文書・情報管理の適正化

文書や情報管理に配慮した設備を導入します。

- ・ 執務スペースや窓口は、個人情報や行政情報の保護に配慮した構造及びレイアウトとします。
- ・ 文書等の保管スペースについては、適正規模及び適正数を配置し、可動式書架等、効率的に文書保管するための設備の導入を図ります。

ウ 可変性・拡張性の確保

将来の行政需要の変化に対して可変性、拡張性の確保を図ります。

- ・ 執務室は、組織変更や行政需要の変化に対応できる開放型とするとともに、フリーアクセスフロアの導入を図ります。

エ セキュリティの確保

庁舎のセキュリティを確保する機能の導入を図ります。

**②建設・管理コストの縮減**

ア 建設コストの抑制

庁舎は、シンプルかつ機能的なデザインとし、建設コストの抑制を図ります。

イ 管理コストの縮減

庁舎建設後の維持管理や清掃、修繕などのメンテナンスが容易な造りとし、管理コストの縮減を図ります。

ウ ライフサイクルコストの低減

建設コストと管理コストのバランスに配慮し、庁舎の企画・設計から、建設、利用を経て、取り壊しに至るまでの間に費やされる全ての費用（ライフサイクルコスト）の低減を図ります。

## 第4章 新庁舎の建設計画

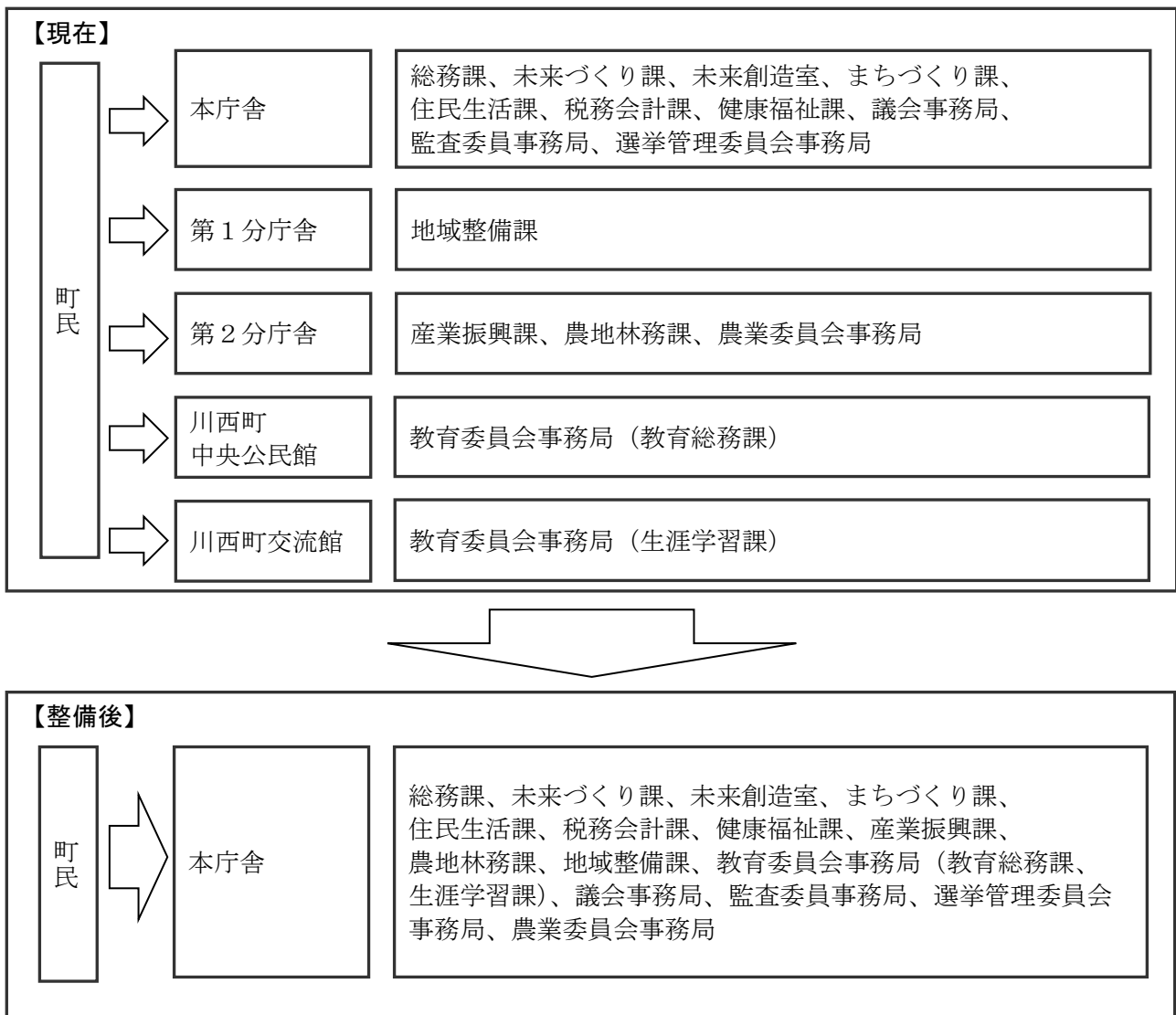
### 1 新庁舎の配置計画

#### (1) 配置計画

新庁舎の配置については、役場としての基本的機能が効率的に連携し、スペースの有効活用が図られるように配置します。具体的な配置計画は設計段階において整理・検討します。

#### (2) 各部署の配置

現在、本町の役場機能は5つの庁舎・施設に分散しています。この分散化を解消し、行政サービスの効率化と利便性の向上を図るため、本庁舎、分庁舎に配置している部署を新庁舎に集約するとともに、川西町中央公民館及び川西町交流館に配置している教育委員会機能についても新庁舎への移転を行います。





## 2 新庁舎の規模

### (1) 基本指標

新庁舎の規模の算定の指標となる将来人口や職員数、議員数を以下のとおり設定します。

計画人口	「川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月策定)における平成32(2020)年度の目標人口である15,612人とする
職員数	平成29年4月1日現在、本庁舎、分庁舎、川西町中央公民館、川西町交流館に勤務している職員197名とする (内訳) 特別職3名、正職員(県からの派遣職員含む)151人、再任用2人、臨時・嘱託41人
議員数	現時点における川西町議会議員定数条例に定められた議員定数の15人とする

#### 【職員配置状況(平成29年4月1日現在)】

課・室・事務局	特別職	課長	主幹	主査	主任	一般職	嘱託 臨時等	計
特別職	3							3
総務課		1	4	5	1	6	3	20
未来づくり課		1	1	2		3		7
未来創造室		1		1	1	2	1	6
まちづくり課		1	2	3		4	1	11
住民生活課		1	2	1	2	6	2	14
税務会計課		1	3	4	3	4	9	24
地域整備課		1	3	5	2	4	4	19
産業振興課		1	3	5	1	8	6	24
農地林務課		1	2	1		4		8
健康福祉課		1	4	8	7	6	9	35
教育総務課		1	2	5	1	1	4	14
生涯学習課		1	1	3		1	2	8
議会・監査委員会		1	1	1				3
選挙管理委員会						1		1
計	3	13	28	44	18	50	41	197

## (2) 新庁舎の規模

### ①延床面積上限の確認（市町村役場機能緊急保全事業）

総務省「平成29年度地方債同意等基準運用要綱」に基づき算定した延床面積は以下のとおりです。この延床面積は、市町村役場機能緊急保全事業の対象となる延床面積の上限になります。

#### ア 上限の考え方

原則として建替え前延床面積を上限とするが、狭隘化などにより建替え前延床面積を用いることが不相当である場合は、建替え後の本庁舎の入居職員数に1人あたり35.3㎡を乗じて得た面積を上限とする。

#### イ 面積算出に用いる入居職員の考え方

入居職員のうち、「地方公共団体定員管理調査」対象の職員

（公営企業会計に属する職員は除く）

※特別職、派遣職員、再任用職員、臨時・嘱託職員は調査対象外

【対象職員の整理（平成29年4月1日現在）】

区 分	入居予定職員数（人）
一般行政部門	114
教育部門	15
公営企業会計部門	4
その他（国保・老健・介護）	17
計	150

#### ウ 対象職員数及び面積上限

対象職員数：入居予定職員数150名－公営企業会計部門4名＝146名

延床面積上限：35.3㎡×146名＝5,153.8㎡

### ②現庁舎の利用面積

現在、本庁舎、分庁舎のほか、他施設の執務室スペース等を含めると、役場機能として3,476.16㎡の延床面積を使用しています。さらに、庁舎の会議室不足から、川西町中央公民館の会議室を日常的に利用しており、その利用数は町民利用分も含めた全体の約半数となっています。

このことから、川西町中央公民館内会議室面積の約50%を役場業務として利用しているものとみなし、それらも加えた利用面積は、4,060.74㎡となります。

施設名	延床面積 (㎡)	備考
本庁舎	1,984.70	公共施設等総合管理計画より抜粋
第1分庁舎	729.00	同上
第2分庁舎	313.70	同上
ストックヤード	150.00	同上
川西町交流館	185.30	生涯学習課
川西町中央公民館	113.46	教育長室、教育総務課
川西町中央公民館	584.58	公用利用している会議室等（全利用数の約50%）
合 計	4,060.74	

### ③新庁舎に必要な延床面積

新庁舎に必要な延床面積は、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」や現庁舎の延床面積を基礎とした個別積み上げにより以下のとおり算定します。

項目	主な内訳	新庁舎 延床面積 (㎡)	現庁舎 延床面積 (㎡)	増減 (㎡)
執務室・議会	執務室・議会機能	1,670.30	1,653.11	17.19
廊下・階段・玄関	廊下・階段・玄関・待合スペース等	868.10	600.44	267.66
会議室	会議室、応接室	580.00	541.85	38.15
トイレ・洗面所	トイレ(男女、多機能トイレ)	135.00	108.39	26.61
書庫・倉庫	書庫・倉庫	600.00	435.28	164.72
設備室	機械室・電気室	272.00	184.00	88.00
その他	更衣室、相談室、エレベーター室等	507.00	537.67	▲ 30.67
合計		4,632.40	4,060.74	571.66

現庁舎の利用面積に加え、情報発信・交流空間充実のための待合スペース拡大、川西町中央公民館利用相当分の会議室の確保、多機能トイレや相談室、エレベーター等の整備、増大する文書等を保管するスペースの確保等を考慮し、新庁舎の必要面積は4,632.4㎡となります。

こちらに、運用の工夫や導入設備の精査による削減などを鑑み、延床面積の目安は4,500㎡を基本とします。

### (3) 駐車場面積の算定

#### ①駐車台数の算定

現在の駐車場は、来庁者や職員、公用車を含め240台分(6ヶ所に分散)のスペースがあります。

新庁舎における駐車台数については、来庁者数の想定や現在の利用状況を踏まえ、以下のとおり必要な駐車台数を算定します。

用途	台数(台)	備考
来庁者用	49	「市・区・町役場の窓口事務施設の調査(関龍夫著)」及び「最大滞留量の近似的計算法(岡田光正著)」に基づき算定
障がい者等用	5	国の「移動等円滑化基準」に基づき、駐車台数全体の1%+2台以上を確保
職員用	150	自家用車通勤者相当数
議員用	15	議員定数
公用車用(車庫含)	41	現況分(中型車39台+大型車2台)
計	260	

## ②駐車場面積

1台あたりの駐車場面積は、国土交通省「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき、以下のとおり必要面積を算定します。

分類	台数(台)	1台あたり面積(m <sup>2</sup> )	必要面積(m <sup>2</sup> )
普通車用	253	25	6,325
障がい者用	5	35	175
大型車用	2	140	280
合計	260		6,780

この他に、雪対策に係るスペース等も想定し、必要な駐車場面積の目安については7,000m<sup>2</sup>を基本とします。

## (4) 新庁舎の階層

### ①敷地面積の内訳

新庁舎に係る敷地面積については、駐車場面積や緑地、通路等のスペースを踏まえ、必要面積を12,000m<sup>2</sup>程度と算定します。内訳は以下のとおりです。

項目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
新庁舎建設スペース	3,000	建設面積+周辺スペース(配管、堆雪等)
駐車場(車庫含)	7,000	駐車場面積算定より
緑地	500	敷地の3%以上(開発許可基準)
通路等	1,500	敷地の10%程度(現状ベース)
計	12,000	

### ②新庁舎の階層

新庁舎の建設スペースは概ね3,000m<sup>2</sup>が想定される場所であり、その中で建設コストを抑制しつつ、バリアフリーに対応したスペースの確保、関連業務の集約によるワンストップサービスの提供、情報発信・交流スペースの拡充等を図るため、1階あたりでの面積は1,500m<sup>2</sup>程度とし、新庁舎の階層は3階建を基本とします。

### 3 新庁舎の構造

#### (1) 建築構造の比較

新庁舎の構造は、主な種類として以下のようなものがあり、本町では建設コストの抑制や安全性等を考慮し、鉄筋コンクリート造（RC造）を基本とします。

#### 【(参考) 主な構造の比較】

区分	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)	木造 (W造)
概要	柱、梁、床、壁などの鉄筋を組み立て、型枠で部材の周囲を囲った後、コンクリートを流し込んで形成する構造。 部材をあらかじめ工場で作ったプレキャストコンクリートを現場で組み立てる工法を用いることもある。	鉄筋コンクリートと鉄骨を組み合わせ、双方の長所を生かす構造。 高層階に用いられることが多い。	型鋼や鋼管などの構造用鋼材を、工場で柱や梁などの構造部材に加工し、現場に搬入して組み立てる構造	木材や木質再構成材によって部材を作り、骨組みを構成する構造。 金具で各部材を接合する工法が多い。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火性、耐久性が比較的高い</li> <li>壁構造では、遮音性能が比較的高い</li> <li>型枠の作り方により、自由な形状や表現ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火性、耐久性が比較的高い</li> <li>耐力や変形性能が大きく、耐震性に優れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部材の強度が高く軽量なため、柱間隔を広くでき、基礎部分のコスト低減が可能</li> <li>間取りの自由度が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部材の強度が高く軽量なため、基礎部分のコスト低減が可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>重量が比較的大きい</li> <li>柱間隔がそれほど広く取れない</li> <li>現場でコンクリート打ちをする場合、作業する職種と人員が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨と鉄筋コンクリート双方の工事が必要となり、現場で作業する職種と人員が多い</li> <li>工期が比較的長い</li> <li>躯体工事のコストが割高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災などによる温度上昇により材料の強度が低下する</li> <li>鋼材が腐食するため、防錆処理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって流通経路が異なり、安定した材料確保が課題</li> <li>階数や規模によっては耐火建築物にするなどの対策が必要となり、コストが割高になる</li> <li>シロアリや腐朽の対策が必要</li> </ul>
法定耐用年数	50年	50年	38年	24年

## (2) 求められる耐震性能

役場庁舎は、町民の生命と財産を守り、発災時には災害対策活動の拠点としての役割が求められることから、その役割を十分に発揮するためには、総合的な耐震安全性を確保する必要があります。

国土交通省が制定している「官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年度版)」では、官庁施設として必要な耐震性能について、施設の性質に応じて建物の耐震安全性の目標が定められています。

新庁舎は、災害対策において特に重要な施設であるため、最高水準の安全性（Ⅰ類、A類、甲類）を確保した庁舎とします。

### 【耐震安全性の分類・目標】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体 (梁、柱、床、壁など建 物に加わる力を支える 部位)	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるもの
建築非構造部材 (屋根、外壁、天井、内 装材など構造体に取り 付ける部材)	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの
	B類	大地震動後により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるもの
建築設備 (電気、通信、給排水、 消火、空調など建物に 付帯する設備)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるもの
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているもの

### (3) 耐震構造形式の比較

新庁舎の耐震性を確保するための耐震構造形式には、「耐震構造」「制振構造」「免振構造」が挙げられます。

本町においては、安全性や建設コスト抑制の観点から、耐震構造を基本とします。

#### 【(参考) 耐震・制振・免震構造の比較】

項目	耐震構造 (揺れに耐える構造)	制振構造 (揺れを吸収する構造)	免震構造 (揺れを建物に伝えない構造)
概要	地震の力に対し、柱、梁、壁といった構造体を堅牢にして耐える構造	躯体に制振装置(ダンパー)を組み込み、建物に伝わった地震の揺れを吸収、制御する構造	建物と基礎との間に免震装置(積層ゴム等)を設置し、建物に地震の揺れを直接伝えない構造
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な工法</li> <li>比較的 low コストで耐震性能が得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制振部材にて地震エネルギーを吸収して柱・梁の損傷を抑える</li> <li>耐震構造に比べ、補修や復旧対応は低減される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震、制振構造と比較すると突出した耐震性能を持つ</li> <li>大地震後でも損傷が少なく、補修や復旧対応は少ない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れを直接受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要</li> <li>地震後(特に大地震時)には補修や復旧対応が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れを受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要</li> <li>地震により制振装置が損傷する可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時に建物が動くため、建物周りにスペースが必要</li> <li>耐震構造に比べ、設計、工事期間は長く必要</li> <li>横揺れには効果を発揮するが、縦揺れには効果が発揮されにくい</li> <li>専門業者による定期点検が必要</li> </ul>

## 4 新庁舎建設地

### (1) 新庁舎の位置を検討する際の基本的な考え方

新庁舎建設地については、①「地方自治法第4条第2項への準拠」、②「国の支援制度の期限までに完了すること」、③「多大な用地費等が発生しないこと」が位置を検討する際の基本的な考え方です。

※地方自治法（抜粋）

第四条第2項 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

### (2) 新庁舎建設地及び選定理由

#### ①新庁舎建設地

新庁舎建設地については、「山形おきたま農業協同組合本店の南側隣接地」とします。

#### ②選定理由

新庁舎建設地の選定理由は以下のとおりです。

ア 新庁舎の位置を検討する際の基本的な考え方に基づき「現役場庁舎地」と「山形おきたま農業協同組合本店の南側隣接地」を候補地として絞り込み、実現性・経済性・まちづくりの観点で比較検討した結果、「山形おきたま農業協同組合本店の南側隣接地」がより円滑な庁舎整備が可能であること

イ 羽前小松駅からの距離、交通アクセスの利便性、フレンドリープラザとの一体性及び将来の川西町全体のまちづくりの発展が期待できること

### (3) 新庁舎建設地の将来性

新庁舎建設地は、町道小松駅東線の沿道に位置し、近接にはJR米坂線の羽前小松駅や国道287号があり交通アクセスの利便性が高く、隣接するフレンドリープラザ及び山形おきたま農業協同組合本店や町総合体育館、農村環境改善センター等へのアクセスも良好な位置にあるため、周辺施設との連携によるまちづくりへの相乗効果が期待できます。

さらに、土地が広く平坦であり、交通アクセスも良好であるため、発災時における防災機能の確保、高齢者や障がい者に配慮した機能の整備、十分な駐車スペースの確保等が可能な位置になります。

また、今後、国道287号川西バイパス整備等による町内アクセスの形成により小松地区及び町全体の発展が期待できます。



【新庁舎建設地】



位 置	東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1 ほか
敷地面積	11,447 m <sup>2</sup> (公簿面積)

## 第5章 新庁舎整備の事業計画

### 1 新庁舎建設の事業手法

#### (1) 事業手法の特徴

新庁舎の事業手法については、主なものとして「設計・施工分離発注方式（従来方式）」、「デザインビルド方式」、「E C I方式」、「P F I方式」が挙げられます。

それぞれの主な特徴は以下のとおりです。

区分	設計・施工分離発注方式 (従来方式)	デザインビルド方式	E C I方式	P F I方式
概要	設計と施工を各段階に応じて個別に発注する方式	設計と施工を一括で発注する方式	実施設計段階から施工者が関与する方式	P F I法に基づき民間業者が公共施設の設計、施工、維持管理の業務を行う方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務範囲や内容が明確で分かりやすい</li> <li>・受注可能な施工者が比較的多い</li> <li>・一般的な手法であり、発注手続きをスムーズに行うことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括発注することで、発注手続の回数を減らし、入札不調のリスクを軽減することができる</li> <li>・設計意図を工事へ反映しやすい</li> <li>・得意な施工技術を生かした設計が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計に施工者の技術提案が反映されるため効率的な設計内容となる</li> <li>・実施設計段階で施工予定者が決まるため、施工段階での入札不調のリスクの軽減が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間が資金調達を行い、町はサービスの対価として割賦方式で費用支出することで、支出の平準化が図られる</li> <li>・民間事業者のノウハウや工夫を活用しやすい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注手続を都度実施する必要がある</li> <li>・設計、施工、維持管理の一体性がなく、設計者、施工者、管理者のノウハウが活かされにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注可能な施工者が限られる</li> <li>・詳細な仕様・性能の設定が難しく、発注者が期待する品質が確保できるか不確実</li> <li>・第三者による設計・施工の管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入している事例が少なく、受注可能な施工者が限られる</li> <li>・第三者による設計・施工の管理が必要</li> <li>・設計者の考えと施工予定者の技術提案に相違がある場合、施工者の再選定が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P F I法に基づく事前の事業可能性調査が必要で、作業に多くの時間と多額の費用を要する</li> <li>・準備作業に相当の時間と費用をかけても、P F I事業者の参入が不確実</li> </ul>

#### (2) 事業手法の選定

事業手法については以下の理由から「設計・施工分離発注方式（従来方式）」を基本とします。

- ① 設計・施工分離発注方式については、発注手続きの回数が多く、設計者や施工者のノウハウが活かされにくい反面、一般的な手法であり、受注可能な施工者も比較的多いため、国の支援期間内での円滑な整備推進が可能であること
- ② デザインビルド方式及びE C I方式については、施工者の技術力等による工期短縮や入札不調リスクの軽減が期待できる反面、導入事例や受注可能な施工者が少ない上、第三者による設計・施工管理が必要であり、それに伴う費用の増大が見込まれるなど課題が多いこと
- ③ P F I方式については、事業可能性調査に多くの時間と費用を要する上、P F I事業者の参入も不確実であり、国の支援期間内での完成が困難であること

### (3) 設計者選定手法の検討

設計者の選定にあたっては、基本計画で示す諸条件を的確に把握し、コスト縮減に配慮しながら、町民や町の意見・要望に柔軟に対応することができる設計者を選定する必要があります。

前述の設計・施工分離発注方式（従来方式）を基本とする場合、設計者選定手法については、主に以下のような手法が挙げられます。

区分	競争入札方式	プロポーザル方式	コンペ方式
審査項目	価格	技術	設計
概要	技術的な工夫の余地が少なく事前に仕様を確定させ、入札により一番安価な設計者を選定する手法	技術提案を審査し、評価の最も高い設計者を選定する手法	具体的な設計案を審査し、評価の最も高い設計者を選定する手法
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額に対する評価であるため、判定基準が明確</li> <li>・設計者の技術力等を評価するものではない</li> <li>・仕様内容を確定させているため、町民や町の意見等を反映した設計変更が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者の技術提案を評価する手法であり、判定基準を明確にする必要がある</li> <li>・設計者の技術力等を活用することができる</li> <li>・町民や町の意見等を反映しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計案を評価する手法であるため、判定基準が明確</li> <li>・設計者の技術力等を活用することができる</li> <li>・設計案を評価対象としているため、契約後の設計変更が困難</li> </ul>

### (4) 設計者選定手法の選定

設計者選定手法については、以下の理由から「プロポーザル方式」を基本とします。

- ① プロポーザル方式は、技術提案に対する判定基準の設定が難しい一方、設計者の技術力を活用でき、かつ町民や町の意見を反映させた設計が可能であること
- ② 競争入札方式やコンペ方式は、判定基準が明確である一方、金額や設計案によって設計者が決定されるため、契約後に町民や町の意見等を反映させることが困難であること

## 2 概算事業費と財源

### (1) 概算事業費の算定

概算事業費の算定については、国土交通省が制定している「新営予算単価」や「官庁施設の設計業務等積算要領」等に基づき算定します。

一方で、新営予算単価が直近5年間で約25%上昇しており、今後も東京オリンピックの開催や全国的な庁舎建設の集中により、引き続き労務単価や資材単価が上昇する可能性があります。また、平成31年10月に予定されている消費税の引き上げ、防災設備や雪対策設備の充実についても考慮する必要があります。

これらの上昇要因等を踏まえ、概算事業費を以下のとおり想定します。

なお、詳細な事業費は設計段階において積算するため、こちらの概算事業費はひとつの目安であり、今後、事業費の縮減に向けて取り組んでいきます。

また、メンテナンスサイクルやライフサイクルコストについても、将来負担の低減を図るため、設計段階において適切に試算していきます。

区 分	概算事業費 (百万円)	備 考
本体工事	2,250	建築工事、電気設備工事、機械設備工事
外構工事	151	舗装、排水、構内緑化等
車庫等工事	175	車庫等
解体工事	182	現存施設解体
設計監理費	185	基本設計、実施設計、工事監理、測量、地盤調査等
用地取得・造成	201	用地取得、土地造成
その他	469	初度調弁 <sup>*</sup> 、機器新設等
計	3,613	

※初度調弁：事業開始時に物品等を購入すること

### (2) 財源

財源の名称	概算事業費 (百万円)
市町村役場機能緊急保全事業債	2,631
その他の事業債	221
庁舎建設基金、一般財源	761
計	3,613

上記の表は概算事業費を財源別に整理したものです。

平成29年度に国が創設した「市町村役場機能緊急保全事業」では、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業を対象に、借入金の一部が地方交付税に算入されます。

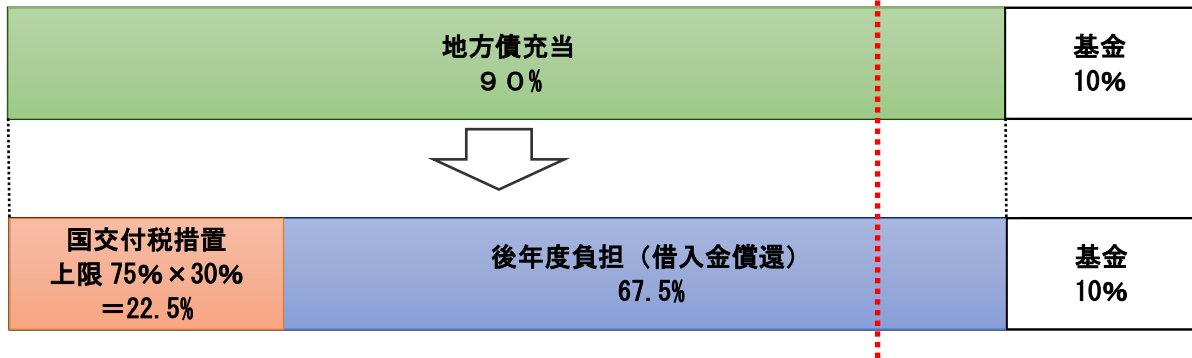
なお、この他に利用可能な補助事業等についても積極的に活用を検討していきます。

【市町村役場機能緊急保全事業の概要】

- 1 対象事業  
昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替え事業
- 2 事業年度  
平成29年度から平成32年度まで
- 3 財政措置  
(1) 地方債充当率：起債対象経費の90%以内  
(2) 交付税措置：起債対象経費の75%を上限として充当した額の30%  
(実質的な交付税措置：75%×30%=22.5%)

【地方債充当と国交付税措置のイメージ】

交付税措置上限：75%



3 現庁舎地の跡地利用

新庁舎の移転に伴う現庁舎地の跡地利用については、現庁舎の解体のみならず、現庁舎に隣接する中央公民館のあり方や、小松地区交流センターの整備など、中心市街地の活性化を図るための検討を早急に進めていきます。

4 整備スケジュール

整備スケジュールについては、国の支援制度の期限である平成32年度までの新庁舎整備を完了させる必要があります、これを踏まえると、スケジュールは以下のようになります。

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
基本計画	→				
基本設計		→			
実施設計			→		
用地取得		→			
用地造成		→			
本体工事			→	→	
外構工事				→	
解体工事					→

## 川西町新庁舎整備基本計画

平成29年11月

発行 山形県川西町

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松1567番地

電話番号 (0238) 42-2111

E-mail [miraisozo@town.kawanishi.yamagata.jp](mailto:miraisozo@town.kawanishi.yamagata.jp)